

○電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電気工作物及び期限

平成二十八年九月二十三日 経済産業省告示第二百三十七号

改正 令和三年三月三十一日 経済産業省告示第六十一号

改正 令和四年三月三十一日 経済産業省告示第八十五号

改正 令和四年十一月三十日 経済産業省告示第九十三号

改正 令和四年十二月十四日 経済産業省告示第二百二号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電気工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十三日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第六十七号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。

(電気工作物)

第一条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する電気工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 変圧器（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器

十 中性点抵抗器

十一 避雷器

十二 OFケーブル

(期限)

第二条 電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成三十四年三月三十一日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成三十三年三月三十一日

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成三十年三月三十一日
--	-------------

附 則 抄（令和三年経済産業省告示第六十一号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年経済産業省告示第八十五号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年経済産業省告示第九十三号）

この告示は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

附 則（令和四年経済産業省告示第二百二号）

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲

げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。